

2020年11月16日

壁装講習会テキスト付属Q&A集

Q：防火材料と防炎材料との違いは

A：防火材料は、建築基準法に基づく避難安全を確保するため、内装制限が適用される建築物(特殊建築物)に使用できる建築材料である。

防炎材料は消防法に基づき、指定された建築物で使用を義務付けている防炎性能が付与された材料である。

運用はそれぞれの法令等に基づくが、材料の試験方法の考え方は全く異なるので、直接性能は比較できないが、双方が協力して火災等の防止や建築物利用者の防災に寄与するものである。

Q：防火材料の大臣認定とはどういうものか。

A：国土交通大臣に認定された仕様に基づく不燃・準不燃・難燃の性能を有する建築材料。

現在は「個別認定制度」により申請企業等が防火性能を担保し、防火性能だけでなく、JIS相当の品質確保のための品質管理(クオリティコントロール)の責任も有する。

Q：防火壁装材料とはどういうものか。

A：国土交通大臣の認定を受けた防火性能を有する壁紙。

準不燃以上の性能を有する告示に示された下地に張り、告示に定められた試験を受け、下地と一体化した状態で認定される壁紙で、現場施工で認定仕様に適合する防火材料である。

Q：壁紙と防火壁装材料との違いは

A：「壁紙」は壁面装飾材料としての製品の総称であり、防火・非防火、素材のバリエーションに応じて呼称がいろいろある。

「防火壁装材料」は、壁紙のうち大臣認定を受けた建築材料で認定の仕様と同じように準不燃以上の性能を有する下地と張り合わされた状態を「防火壁装材料」という。

Q：防火施工管理ラベル（壁装ラベル）と、防災ラベルの、所轄官庁はどう違うのか。

A：壁装ラベルとは、国土交通省所管の建築基準法に基づき、防火仕上げを行った壁や天井等の防火性能を表示するために貼るラベルで、直接壁紙に貼付する。

防災ラベルとは、総務省消防庁所管の消防法令に基づいたもので、防災性能を表示するためのラベルで、カーテンやじゅうたん等の製品に付けられるラベルである。

違反をした場合には、それぞれの法令違反として扱われる。

違反が判明してなお、国交省等の行政指導・是正勧告等に従わない場合は、懲役1年(個人または法人代表者)または罰金300万円(個人・法人共)、ただし学校、病院、共同住宅等特殊建築物に関わる違反の場合は法人で罰金1億円。

Q：壁装ラベルの表示は、法律で義務付けられているか。

A：法律では義務付けられてはいないが、国土交通省監修の「公共建築工事標準仕様書」に「防火材料の指定又は認定を受けた壁紙には、施工後適切な表示を行う」とあり、それに基づき性能の適切な表示のための壁装ラベルを貼付している。

Q：壁装ラベルはなぜ1区画に2枚以上が必要なのか。

A：防火壁装材料の認定が初めて認可され、利用が開始された年、昭和44年当時の建設省住宅指導課長通達の、建築工事監理指針に施工後の表示として、「防火材料の認定を受けた壁紙には、施工後施工責任を明確にし、当該壁紙による施工が認定された条件を遵守して行われた防火性能のある仕上げである事を表す施工管理ラベル（壁装ラベル）を、1区分（1室）ごとに、2枚以上貼り付けて表示する」とあり、これに基づいて貼付を行っている。

Q：なぜ防火壁装材料ではラベル表示を行うのか。

A：壁紙は下地に張られた状態で施主等にいわば「納品」されるため、表面から見ただけでは専門家でもその防火性能を判定することは困難である。
そのため、ユーザーに対する安心・安全のための品質表示として表示する

ものである。

特に、内装制限が適用される建築物の使用を開始する場合は、当該建築物を管轄する消防署の上長の使用許可を受けることが建築基準法に定められている。

その場合に日本壁装協会が壁装団体を通じて発行する防火施工管理ラベルの表示を確認するようテキスト等で指導している。

Q：誰が防火施工管理ラベル（壁装ラベル）を貼付するのか

A：建築現場における防火壁装材料の施工管理者（受講者の皆さんの事です）が、申請して取得したラベルを、適正に貼付する責務がある。
という事で、施工現場等の管理状況を把握していない業者（メーカーあるいは販売店）から支給されるラベルを、貼付する事は出来ない。

Q：防火施工管理ラベルはどのようなときに貼らなければいけないのか。

A：一般に内装制限が適用される建築物の新築、増改築の場合が該当する。
確認申請が必要な用途変更に該当する増改築・改装時の場合は内装制限の適用を確認する必要がある。
なお内装制限が適用されなくとも、地方自治体の条例などに基づき性能表示を求められることがある。
また戸建て住宅は一般に直火を使用する台所のコンロの部分以外は内装制限がかからないが、いわゆるプレハブメーカーの物件で、型式（かたしき）認定を取得している企画住宅の場合は、取得している認定に従い内装を防火仕上げとしている場合は、性能表示を求められる。

Q：壁紙の防火性能にはどんな種類があるのか。

A：壁紙の防火性能は、下地となる基材との組合わせで決まっており、性能は不燃、準不燃、難燃の3つである。

不燃材料 NM

準不燃材料 QM

難燃材料 RM

認定番号の確認は、壁装協会の「壁紙品質情報検索システム」で確認する。

Q：不燃、準不燃、難燃の違いは何か。

A：内装制限は火災時の避難時間を確保するための規制であり、その避難時間を過去の火災や実験・研究に基づき、用途・規模等に応じて特殊建築物群を以下の3つに分類している。

不燃・・・避難まで20分余裕を持たせなければならないグレード

準不燃・・・避難まで10分余裕を持たせなければならないグレード

難燃・・・避難まで5分余裕を持たせなければならないグレード

以上の様に分類し、防火性能を避難可能な時間の余裕として確認できるように防火試験を設定している。

余裕の時間は、試験条件下でフラッシュオーバーに該当する発熱量、発熱速度を超えないレベルまでの時間と考えられ設定されている。

Q：防火施工管理者になるにはどの様にすればよいのか。

A：内装関連の各団体が行う「防火壁装講習会」に参加し、テキストの内容を理解し、講師の説明をよく聞く事により、その個人に資格が与えられる。資格の有効期限は3年であり、3年ごとに講習会に出席して講義を受けなければ更新されない。

ちなみに、防災登録表示者になるには、消防法施工規則第4条の4で、会社が消防庁長官の登録を受ける事によって与えられる。

Q：壁紙が張れる下地とは何か。

A：基本的には不燃材料の場合は、告示1400号（建築基準法第2条第9号の規定に基づき、不燃材料を定める）、準不燃の場合は1401号（建築基準法施行令第1条第5号の規定に基づき、準不燃材料を定める）である。

ただし、壁紙が張れる下地は建築物の躯体の壁面または天井面であり、躯体とは構造体と一体化している面を言うので、パーティションや吊り下げ天井面などは防火壁装の下地とはならないので、ラベル表示はできない。また、1402号の難燃材料は、防火壁装の下地として認められておらず、非防火と同様の扱いとなる。

Q：例えば建設省告示1400号並びに1401号に記載されている材料であればすべて張れるのか。

A：すべてが該当するものではない。

前項で回答したように防火壁装を張れる面は躯体の壁面または天井面であり、瓦やガラスなど構造躯体になっていないものには張れない。

要請があつて納まるのであれば壁紙を張るのは構わないが、防火施工管理ラベルは貼れない。

Q：9. 5mmの準不燃石膏ボードを2枚重ねた場合、壁紙の不燃下地として使用出来るのか。

A：使用できない。壁紙の防火認定は壁紙を直接張る下地との組み合わせによる認定であるので、9. 5mmの準不燃石膏ボードを何枚重ねても、下地としては準不燃の性能となる。

また、12. 5mm石膏ボードの上に9. 5mmの石膏ボードを張り合わせても、上記の理由により準不燃の性能となる。

Q：ボードメーカーが不燃の認定を得たとする硬質石膏ボード(GB-H＝商品名・吉野石膏「スーパーハード」、千代田ウーテ「エースボード」)の9. 5ミリに、不燃壁紙を張った場合の防火性能はどうなるのか。

A：この場合は告示1401号に該当する準不燃下地としか認められない。ボード自体は不燃と認定されても、壁紙を張り合わせる下地としては準不燃であり、いくら不燃壁紙を張っても現在は性能が確保されないので、不燃として認められない。

Q：壁紙を重ねて張った場合、防火性能はどうなるか。

A：重ねて張った場合、防火壁装材料の認定仕様と異なるので、防火性能は認められず非防火の仕様となる。

また、以前に張ってある壁紙をはがす時、裏打ち紙が残っている上に壁紙を張っても、防火性能は認められない。

完全に先の壁紙をはがした上に、新しい壁紙を張らないと防火性能は認められないのである。

Q：壁紙のホルムアルデヒド発散等級を確認したいのだが。

A：日本壁装協会の壁紙品質情報検索システムで確認する。
見本帳の商品番号から検索できる。

登録製品は全て F☆☆☆☆の製品なので、該当する商品番号が検索されない場合は、F☆☆☆☆の製品ではないという事になる。

ただし販売店等が検索システムへの登録忘れの場合もあり得るので、販売店等に確認する必要がある。

Q：壁紙の防火性能及びホルムアルデヒド発散等級の認定書のコピーが欲しいのだが。

A：認定書の別添は国交省から委託を受けた建築行政情報センターのデータベースにて、建築主事等が確認できるシステムが構築されている。

建築主事の依頼以外の場合は、施主や設計士が確認申請時に認定書の写しを提出する必要はない。

Q：防かび、表面強化などの壁紙の機能性について知りたい。

A：塩ビ壁紙の機能性については壁紙工業会にて基準、マークが決められているが、詳しくは塩ビ製壁紙の業界団体である壁紙工業会のホームページを参照願いたい。

塩ビ以外の壁紙の機能性については、見本帳を発行している販売店にお問い合わせを願いたい。

Q：無地の壁紙にインクジェットプリンターで印刷を行った場合、性能はどうか。

A：防火材料認定及びホルムアルデヒド発散等級ともに認められない。

認定は申請した際の仕様に対してのものであり、何らかの加工を行った場合は、仕様と異なる加工を行った事により、認定の内容と異なるため性能は認められなくなる。

Q：インクジェットプリントの製品の認定についてはどうなのか。

A：壁装協会としては、使用される紙とインク等で、実際に製作しているメーカーのみに、製品の認定を行っている。

但し、一般的な内装の代理店、又は工事店がジェットプリントの機械を持っていて、それでプリントした製品が即防火認定として認められるかという質問に対しては、前項のQ & Aの様に認可は下りないという事である。

ただし、リンテックのみは、自社での紙、インク等の防火の申請を国土交通省に提出して承認を得ており、独自のラベルを発行している。

その場合は壁装施工団体からのラベルの交付は出来ないので、リンテックに相談をして欲しい。

ジェットプリントの壁紙は、非防火の建築物に使用される事が多かったが、近年そうでもなくなってきているので、今後の展開に注意を払って頂きたい。

Q：耐水石膏ボードは下地として認定されるか。

A：シーリング石膏ボード（耐水石膏ボード）GB-Sについては、発熱量が一般品に比べて高いので、指定性能評価機関並びに日本壁装協会としては普通石膏ボード（GB-R）と同等とは認めていない。

Q：下張り工法での、防火性能の認定はあるのか。

防火壁装の知識の38ページの貼付は本当にあるのか。

A：この下張り工法には、難燃処理された下張り紙が必要であるが、現在この難燃処理をされた下張り紙は流通しておらず、実際に施工するのは無理であると考えられる。

であるから、防火認定においては認定されないが、厚生労働省による壁紙の技能検定1級の実技試験でも行われており、非防火の場合には下張り工法が使用できると考えられる。

Q：11階建て（31m以上の建築物）での防火の取り扱いについて

A：最近各地で建築されている高層マンションでの、一般住宅の内装制限であるが、31m以上の一般住宅については、防火監理上の理由により内装制限を受け、31m以下の一般住宅は内装制限を受けない。

ちなみに、防災ラベルの場合は、建築物自体が31m以上であれば、1階から全ての一般住宅が防災規制を受け、防災ラベルの貼付が必要となる。

以上